

越前市

「認定地域クラブ活動」

について(小学校)

令和8年3月
越前市教育委員会

本日の説明会の内容

- 1 越前市の「認定地域クラブ活動」の理念
- 2 新たなガイドライン(文部科学省 R7.12.24策定)
 - (1) 認定制度の概要
 - (2) 認定要件
- 3 越前市「認定地域クラブ活動」の概要
- 4 越前市「認定地域クラブ活動」の具体的な運用
- 5 越前市「認定地域クラブ活動」の参加費
- 6 越前市における令和8年度の登録スケジュール
- 7 怪我や病気等の連絡等

越前市「認定地域クラブ活動」の理念

- ① 越前市のウェルビーイングの方針(自分らしさを感じる場、可能性を引き出す舞台づくり)に沿った「認定地域クラブ活動」
- ② 子どもや大人、障がい者の参加・交流がある地域連携の「認定地域クラブ活動」
- ③ 新たなコミュニティの場(学校・家庭以外のコミュニティ)の創出としての「認定地域クラブ活動」
- ④ 多様なスポーツや文化芸術の機会を広げる「認定地域クラブ活動」
- ⑤ 体力、技術の向上、判断や選択(自己決定)による主体性育成の「認定地域クラブ活動」
- ⑥ 生涯のスポーツや文化芸術活動につながる「認定地域クラブ活動」

越前市「地域クラブ活動」の制度変更

- 令和5年度から令和7年度
国のモデル事業に採択され「**地域クラブ活動**」として運用



- 令和8年度4月から
文部科学省策定のガイドライン(※1)に基づく認定制度に
則り越前市「**認定地域クラブ活動**」として運用

(※1) 令和7年12月24日 文部科学省策定
部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

認定地域クラブ活動の認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

「認定地域クラブ活動」の概要

活動の目的 理念	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 ・競技力向上を主目的とした活動と区別する ・選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れる
認定	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す認定要件等に基づき、市が認定を実施 ・国が示す認定要件に沿って、市が主体となって運営する「地域クラブ活動」については、認定したものとみなす（現在、越前市が実施している「地域クラブ活動」は「認定地域クラブ活動」となる）
活動時間 休養日	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度 ・週2日以上 of 休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、日曜日を休養日に設定） ただし、冬季（積雪時）に外の活動は、室内で活動となるので、日曜日に活動を変更する場合がある ※日曜日に活動する場合、土曜日は活動を行わない
参加費等	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費を設定（国が示す目安を踏まえる）
指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・県市が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築 （研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為 への対応等について規定）
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備（様式1） ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入 ・個人情報の保護（様式2）
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各種目分野ごとに正副代表・コーディネーター・指導者・会計・監査を置き、団体としての役割を明確にする。その上で、関係法令の遵守、規約等の作成、公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営を行う

令和8年度の越前市「認定地域クラブ活動」について①

活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定の「認定地域クラブ活動」 スポーツ系列 10 種目 文化系列 4 分野 ・休日および祝日は原則、「認定地域クラブ活動」で活動を行う <ul style="list-style-type: none"> ※平日は学校部活動を実施 ・部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを遵守 (出典:文部科学省 令和7年12月24日発出) ・中体連のガイドラインを遵守
大会等の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の休日および祝日における大会等への参加や練習試合は、原則、認定地域クラブ活動で行う ・令和8年度の中体連主催の大会は、学校部活動から参加だが、種目によっては認定地域クラブ活動から参加も可 ・休日および祝日の連盟主催や協会主催等の大会は、原則、認定地域クラブ活動から参加
実施種目・分野	<p>軟式野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、バドミントン、卓球、サッカー、剣道、柔道、陸上、合唱、文化芸術、ロボコン、吹奏楽 (14種目・分野)</p>
日曜日の取り扱い	<p>原則日曜日の活動は行わない。 ただし、冬季(積雪時)に外の活動は、室内で活動となるので、活動を日曜日に変更する場合がある。 ※日曜日に活動する場合、土曜日は活動を行わない</p>
運用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動での活動を含め、休養日を週2日以上かつ、週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする ・市が認めた「認定地域クラブ活動指導者」から専門的な指導 ・長期休業中(夏休み、冬休み、春休み)には、休養期間を設ける
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・活動は、できるだけ短時間に合理的かつ効果的、効率的な活動を行う。 ・活動を行っていくための参加費の徴収

令和8年度の越前市「認定地域クラブ活動」について②

① 平日は学校での部活動。

月	火	水	木	金	土(日)	祝日
学校での部活動(ただし、1日は休養日)					「認定地域クラブ活動」	

② 学校部活動は、学習指導要領に学校教育の一環としての位置づけがあることから、原則として平日については、生徒の学びの場を保障する観点から引き続き学校部活動を実施する。

③ 休日および祝日の活動については、「認定地域クラブ活動」で活動する。
ただし、原則日曜日は活動を行わない
例外として、冬季(積雪時)に関しては、日曜日の室内活動に変更することがある。

④ 令和7年度に実施した美術と文化芸術は、令和8年度には文化芸術に統合して実施。

越前市「認定地域クラブ活動指導者」について

- ☆ 越前市「認定地域クラブ活動指導者」に登録する指導者は、**県市が指定する指導者研修会を受講すること。**
- ☆ 越前市の「認定地域クラブ活動」の**考え方や理念を理解し**、生徒の多様なニーズに応えられる指導者としての**資質向上に積極的に取り組む**こと。
- ☆ 基本的な考え方は、次のとおり。

- ・生徒の個性を尊重すること。
- ・**指導者がよき手本**となること。
- ・生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、**適切な休養、過度の活動の禁止、合理的かつ効率的・効果的な活動の導入**等を行うこと。
- ・適切な指導をすること。(寄り添う指導、勇気づける指導)
- ・**生徒の主体性を高める**こと。(自己選択と自己決定の力)
- ・生徒の**心身の健康管理、事故防止**を徹底し、**体罰・ハラスメントを根絶**すること。

越前市「認定地域クラブ活動」参加費について

	～7年度		令和8年度～
活動	「地域クラブ活動」		「認定地域クラブ活動」
指導者	地域クラブ活動指導者	⇒	認定地域クラブ活動指導者
参加者負担金	年額800円(保険料)		月額2,000円×11月＝22,000円 (保険料、謝金、アプリ使用料など) ※練習試合のバス代や遠征費等は別途必要となる場合があります。 4月は保険料、アプリ使用料で2,000円を現金で集金します。 残り20,000円は年3回に分けて集金します。

支出

認定地域クラブ活動運営費 ・指導者謝金 (1,600円/時) ・消耗品代 ・アプリ使用料 など
--

収入

参加者負担金 月額 2,000円
公費 (国・県・市)

今後のスケジュール

	認定地域クラブ活動	学校関係
3月	<p>3月21日(土)もしくは22日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度最終活動日 (ただし、合唱については3月28日最終) ・県ガイドライン提示(予定) 	<p>3月17日(火)・18日(水)・19日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生児童および保護者、中学校1・2年生徒および保護者対象の説明会 <p>3月25日～4月3日</p> <p>新中学2年生・新中学3年生の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍校で登録票(様式1)、緊急連絡票(様式2)、参加費を提出
4月	<p>4月11日(土)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度第1回「認定地域クラブ活動」実施 (新中学2年生・3年生) ・「認定地域クラブ活動」保護者会実施 (新中学2年生・3年生保護者) ・新1年生の「認定地域クラブ活動」参加者は、5月の連休あけを目途に、部活動アプリを登録後活動参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・新中学1年生の学校部活動登録後に「認定地域クラブ活動」の登録実施 ・新中学1年生は、在籍校で登録票(様式1)、緊急連絡票(様式2)、参加費を提出

(様式1)

緊急連絡票

越前市 _____ 中学校 学年 _____ 年

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 越前市 _____

自宅電話番号 _____

認定地域クラブ活動 _____ 活動

【緊急時の電話連絡】

*連絡先が自宅の場合は、自宅と記入してください。

順位	氏 名	続 柄	電話番号

※この個人情報 は緊急時のみ使用します。

(様式2) 肖像権・著作権の使用に関する承諾書

越前市 _____ 中学校 学年 _____ 年

生徒氏名 _____

保護者名 _____

住所 越前市 _____

認定地域クラブ活動 _____ 活動

掲載先・公開先

- (1)越前市ホームページ、行政の広報紙など
- (2)NHK、このしの都ネットワーク、福井テレビ、福井放送などのメディア関係
- (3)展覧会や市民文化祭、演奏会などへの出演や著作物の出店、出品など

本人および作品等の新聞、広報紙(Webを含む)への掲載および映像等のTVでの放映について(どちらかに○をおつけください)

同意する

同意しない

■同意項目

- ① 写真・動画の撮影 同意する / 同意しない
- ② 新聞・TV・広報紙・Web・SNSなどへの掲載 同意する / 同意しない
- ③ 氏名の表示 フルネーム可 / 姓のみ可 / 不可(匿名)
- ④ 作品(絵、作文など)の掲載 同意する / 同意しない

■同意した場合配慮してほしいこと(任意)